

3 大疾病保障特約付住宅ローン

| | | |
|---------------|--|---|
| 1. 商品名 | 3大疾病保障特約付住宅ローン | |
| 2. 対象となる住宅ローン | <p>ちゅうぎんクイック住宅ローン ちゅうぎん定期借地権付住宅ローン</p> <p>ローンのお申込みにあたっては、当行および保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがありますのでご了承ください。本書とあわせて「クイック住宅ローン」、「定期借地権付住宅ローン」の商品概要説明書もご覧ください。</p> | |
| 3. ご利用いただける方 | <p>(1) お借入れ時の年齢が満20歳以上満51歳未満で、完済時の年齢が満76歳未満、かつ団体信用生命保険にご加入できる方</p> <p>(2) 保証会社の保証が受けられる方</p> <p>(3) その他当行所定の融資条件を満たされる方</p> <p>お客さまからの告知内容により、生命保険会社が団体信用生命保険の加入をお断りする場合があります。</p> | |
| 4. ご融資金額 | 50万円以上1億円以内（10万円単位）で、当行が定める条件の範囲内 お借入れ金額が3,000万円を超える場合は、生命保険会社所定の健康診断書が必要となります。 | |
| 5. ご融資期間 | 35年以内 | |
| 6. ご融資利率 | 通常の住宅ローン金利+年0.3%（住宅ローン金利については、窓口でお問い合わせください。） | |
| 7. この保険の特徴 | この保険は、社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、「銀行」といいます。）を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に以下の保険金のお支払い事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務に充当するしくみの団体保険です。 | |
| 8. 保険金お支払い事由 | 死亡保険金 | 保険期間中に死亡されたとき。 |
| | 高度障害保険金 | 保障（責任）開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき。 |
| | 3大疾病保険金 悪性新生物（がん） | <p>保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。</p> <p>保障（責任）開始日前に、所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき。</p> <p>保障（責任）開始日からその日を含めて90日以内に、所定の悪性新生物と診断確定されたとき。</p> <p>保障（責任）開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき。</p> <p>悪性新生物には、上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> |
| | 急性心筋梗塞 | 保障（責任）開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと、医師によって診断されたとき。 |
| | 脳卒中 | 保障（責任）開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断されたとき。 |
| 9. 保険金額 | 債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逡減）します。被保険者一人あたりの限度額は、他の銀行からの借入金を含め、地銀協3大疾病団信制度と地銀協住宅ローン団信制度を通算し、1億円となります。 | |

| <p>10. 保 険 金 が 支払われない場合</p> | <p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <table border="1" data-bbox="408 237 1490 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 237 619 275">名称</th> <th data-bbox="619 237 1490 275">解除・免責等により保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 275 619 499"> 死亡保険金・ 高度障害保険金 </td> <td data-bbox="619 275 1490 499"> (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、契約が解除されたとき。 (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき。 (3) 保障（責任）開始日から1年以内に自殺されたとき。 (4) 戦争その他の変乱により、死亡または高度障害状態になられたとき。 (5) 被保険者の故意により、高度障害状態になられたとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 499 619 835"> 3大疾病保険金 </td> <td data-bbox="619 499 1490 835"> (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、契約が解除されたとき。 (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき。 (3) 保障（責任）開始日前に、所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき。 (4) 保障（責任）開始日からその日を含めて90日以内に、所定の悪性新生物と診断確定されたとき。 (5) 保障（責任）開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 解除・免責等により保険金をお支払いできない場合 | 死亡保険金・ 高度障害保険金 | (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、契約が解除されたとき。 (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき。 (3) 保障（責任）開始日から1年以内に自殺されたとき。 (4) 戦争その他の変乱により、死亡または高度障害状態になられたとき。 (5) 被保険者の故意により、高度障害状態になられたとき。 | 3大疾病保険金 | (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、契約が解除されたとき。 (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき。 (3) 保障（責任）開始日前に、所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき。 (4) 保障（責任）開始日からその日を含めて90日以内に、所定の悪性新生物と診断確定されたとき。 (5) 保障（責任）開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき。 |
|--|--|----|-------------------------|-------------------|---|---------|---|
| 名称 | 解除・免責等により保険金をお支払いできない場合 | | | | | | |
| 死亡保険金・ 高度障害保険金 | (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、契約が解除されたとき。 (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき。 (3) 保障（責任）開始日から1年以内に自殺されたとき。 (4) 戦争その他の変乱により、死亡または高度障害状態になられたとき。 (5) 被保険者の故意により、高度障害状態になられたとき。 | | | | | | |
| 3大疾病保険金 | (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、契約が解除されたとき。 (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき。 (3) 保障（責任）開始日前に、所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき。 (4) 保障（責任）開始日からその日を含めて90日以内に、所定の悪性新生物と診断確定されたとき。 (5) 保障（責任）開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき。 | | | | | | |
| <p>11. 保 障 開 始 日</p> | <p>融資実行日または生命保険会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。</p> | | | | | | |
| <p>12. 保 障 終 了 日</p> | <p>次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき。 保険金が支払われたとき。 融資について期限の利益を失ったとき。 被保険者の年齢が満76歳に達したとき。</p> | | | | | | |
| <p>13. 告知に関する事項</p> | <p>この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますので、ご了承ください。</p> | | | | | | |
| <p>14. そ の 他</p> | <p>上記は、3大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、『申込書兼告知書』に添付の『3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明』、および『申込書兼告知書』裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。 店頭でお申出いただければ、返済額の試算をいたします。 お申込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望に添えない場合があります。なお、審査結果の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ご返済方法・金利の見直し・担保・保証料・取扱手数料・繰上返済手数料等については、「クイック住宅ローン」、「定期借地権付住宅ローン」の商品概要説明書をご覧ください。</p> | | | | | | |
| <p>15. 当行が契約している 指定紛争解決 機関</p> | <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> | | | | | | |

平成23年4月1日現在